

超高精細度テレビジョン放送に係る
衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

平成 28 年 9 月 15 日



総務省

超高精細度テレビジョン放送に係る 衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

【 目 次 】

	ページ
第 1 編 申請要領	1
1 はじめに	
2 申請受付期間	
3 申請受付場所	
4 申請対象周波数	
5 申請に当たっての留意事項	
第 2 編 申請書記載要領	5
第 1 節 衛星基幹放送の業務認定申請書	
第 2 節 事業計画書	
第 3 節 放送法関係審査基準への適合性に係る資料	
第 4 節 事業収支見積	
第 5 節 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力	
第 6 節 特定申請に係る書類	
第 3 編 関係法令集	71
○ 放送法	
○ 放送法施行規則	
○ 基幹放送普及計画	
○ 放送法関係審査基準	
Q & A	90

第1編 申請要領

1 はじめに

「超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル」は、平成28年9月15日（木）から同年10月17日（月）までに申請される超高精細度テレビジョン放送の実用放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請の手続きについて解説するものです。

2 申請受付期間

平成28年9月15日（木）午前9時30分から同年10月17日（月）午後6時15分まで

3 申請受付場所

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

(お問い合わせ先)

電話 03-5253-5799

電子メール eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp ※

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

4 申請対象周波数

- ① B S 右旋の周波数（※1）のうち、以下に係る新たに生じる空き周波数
 - a. 基幹放送普及計画第1の1（4）エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数
 - b. B S 放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨（本件申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。）を届け出ているものに係る周波数その他当該認定の時点において、当該認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数
- ② B S 左旋の周波数（※2）のうち、第8、第12、第14チャンネル
- ③ 東経110度C S 左旋の周波数（※3）のうち、チャンネル番号ND9、ND11、ND19、ND21、ND23

※1 放送衛星業務用の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）（放送法関係審査基準第7条（1））

- ※2 放送衛星業務用の周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）（放送法関係審査基準第7条（2））
- ※3 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）（放送法関係審査基準第7条（4））

5 申請に当たっての留意事項

- ① 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業（例：衛星基幹放送の業務に用いられる演奏所やデジタル符号化装置の整備など）に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。

- ② 申請書類の提出部数については、以下のとおりとしてください。

	正本	副本	記録媒体
1 衛星基幹放送の業務認定申請書	1部	1部	3枚
2 事業計画書	1部	1部	
3 放送法関係審査基準への適合性に係る資料	1部	1部	
4 事業収支見積	1部	1部	
5 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力	1部	1部	
6 特定申請に係る書類（特定申請の場合のみ）	1部	1部	

なお、「正本」及び「副本」について、日本工業規格A列4番の用紙に片面印刷とし、ホチキス止めは行わず、インデックスを添付してください。

また、今回の審査においては、審査の迅速化を図る観点から、正本及び副本のほかに「記録媒体」による提出をお願いいたします。

「記録媒体」については、「CD-R」「CD-RW」「DVD-R」又は「DVD-RW」とし、ファイル形式は、アドビシステムズ社のPDFファイルでお願いします（当該ソフトウェアの使用ができない場合は、個別にご相談ください。）。

「記録媒体」には、「申請者名」及び「放送番組名」を記載したラベルの添付をお願いいたします。

各資料の右下に「放送番組名」及び「ページ番号（通し番号）」を記載してください。

（記載例）

▲▲▲チャンネル	p 23
----------	------

- ③ 申請受付期間終了後、申請者名、代表者名、申請スロット数など申請状況を取りまとめ、すみやかに公表する予定です。その他、今後、必要に応じて、申請者に対して事前に確認の上、申請内容を公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- ④ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の連絡先（平常時の電話番号及び電子メールアドレス、緊急連絡用の電話番号及び電子メールアドレス）の登録をお願いします。具体的には、申請書の提出と同時に、適宜の様式により、上記3申請受付場所に記載している電子メールアドレスまで送信をお願いいたします。
- 申請受付後に、申請内容についてヒアリングを依頼することがありますので、確実に連絡・対応が可能な体制の構築をお願いいたします。
- ⑤ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は、原則として認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項のより適切な表現への訂正や、記載事項の文意の明確化の観点からの補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別にご相談ください。
- ⑥ 審査基準への適合性を示すために補足資料が必要な場合には、例えば「補足説明書」など適宜の表題を付して、適宜の様式により申請書に添付して提出してください。
- また、審査を行うに当たって必要があると認められる場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑦ B S右旋、B S左旋及び東経110度C S左旋の周波数について、複数の周波数に優先順位を付して認定申請することができます（例えばB S右旋の周波数を第一希望、B S左旋の周波数を第二希望、東経110度C S左旋の周波数を第三希望とする等。）。この場合、一の申請書とし、申請書中、原則として、周波数ごとに字幕付与率等を変えることは認められませんが、周波数の違いによる技術的・経理的差異（シンボル数、トランスポンダ使用料等）は認められます。周波数ごとに異なる記載事項については、第一希望との差異部分に下線を引く等により、記載の違いを明確にしてください。
- また、第一希望の周波数において認定を受けることができなかった場合の第二希望以下の周波数に係る比較審査に際しては、ある周波数を第二希望以下としたことをもって、当該周波数をより上位の希望順位として申請した場合と比較して不利に取り扱われることはありません。

第 2 編 申請書記載要領

○ 今回の申請において提出が必要となる項目は以下のとおりです。

事項名	ページ
1 衛星基幹放送の業務認定申請書【放送法施行規則別表第 6 の 2 号】	5
2 事業計画書【放送法施行規則別表第 7 の 2 号】	31
別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額	33
別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法	34
別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数	35
別紙(4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項	36
別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	38
別紙(6) 役員に関する事項	40
別紙(7) 放送番組の編集の基準	41
別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画	42
別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項	43
別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項	50
別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	51
別紙(12) 災害放送に関する事項	52
別紙(15) 将来の事業予定	53
別紙(16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	54
3 放送法関係審査基準への適合性に係る資料【放送法関係審査基準別紙 2 の16関係】	55
個人情報保護に関する事項	55
4 事業収支見積【放送法施行規則別表第 8 号】	57
第 1 見積表	57
第 2 見積りの根拠	61
第 3 放送番組の主たる利用見込者	61
5 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力【放送法施行規則別表第 9 号】	62
1 業務を確実に維持することができる体制	63
2 業務に従事する者の実務経験等	63

○ 放送法関係審査基準別紙 3 の 4 (4)に規定する特定申請を行う場合は、上記に加え、以下の書類を提出してください。

事項名	ページ
6 特定申請に係る書類【放送法関係審査基準別紙 3 の 4 関係】	66

第 1 節 衛星基幹放送の業務認定申請書

(放送法施行規則別表第 6 の 2 号)

別表第六の二号

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 2 項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注 1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注 2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注 3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注 4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注 5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注 6)	
欠格事由の有無 (注 7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 1 法第 91 条第 1 項の規定による基幹放送普及計画の「第 3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること (同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の (3) の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「衛星基幹放送 (デジタル放送) - テレビジョン放送」

注 2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注 3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°
経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

注4

(1)・(2) (略)

(3) 高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。
(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz
伝送方式 高度広帯域伝送方式
テレビジョン放送 (他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数 11.2520Mbaud (補完放送 (音声) を含む。※)

スロット数 40スロット

変調方式 16A P S K

誤り訂正率 7/9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次/2160本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数 (当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数) を明記すること。

(4) (略)

注5

(1) 超短波放送 (教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。) 又はテレビジョン放送 (特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。) を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類 (報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。) により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

成人向け番組の有無 有 無

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合 ((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度

テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ （略）

ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

エ （略）

オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

(5) （略）

(6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法第93条第1項第6号（協会にあつては、同号イからハマまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

【補足説明】

- ・ 特定申請として申請する場合には、指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、B S 右旋の周波数の全てのうちのいずれでもよい旨を記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準 別紙3

4 (4) (3)の「特定申請」とは、次のいずれにも該当する申請をいう。

ア・イ (略)

ウ 指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、BS 放送に係る右旋円偏波の電波の全ての周波数のうちのいずれでもよい旨が、規則別表第6の2号の規定に基づく衛星基幹放送の業務認定申請書の希望する周波数の項目に明確に記載されていること。

- ・ 一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下このマニュアルにおいて「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、放送法関係審査基準別紙3の2(4)に規定する超高精細度テレビジョン放送識別措置を講ずること。

(参考) 放送法関係審査基準 別紙3

2 (4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。(略)

- ・ 一週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合を放送事項に記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準 別紙3

3 (9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(略)

- ・ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合を放送事項に記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準 別紙3

2 (1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除

く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

3 (5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

4 (8) 上記2 (1)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記2 (1)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割を超えない申請と同程度とする。

4 (9) 上記3 (5)の規定による審査に当たっては、上記3 (5)中「3割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの(放送事項に明確に記載されているものに限る。)である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3 (5)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。

【具体的記載例】

衛星基幹放送の業務認定申請書

平成28年●●月●●日

総務大臣 殿

郵便番号 〒100-8926
 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
 (ふりがな) えいせいほうそうかぶしがいいしゃ
 氏名 衛星放送株式会社

代表取締役社長 ^{えいせい} 衛星 ^{はなこ} 花子 印

電話番号 03-5253-5799

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類	超高精細度テレビジョン放送 (有料放送を含む) (※)
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称	株式会社放送衛星システム
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星軌道 E110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
希望する放送対象地域	日本全国
希望する周波数	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	平成●●年●●月●●日
放送事項	別紙2のとおり
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	別紙3のとおり
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

(※) 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 希望する周波数 注4 関係】

(例1：1の周波数のみを希望する場合)

別紙1

中央の周波数 放送衛星業務用の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）の全てのうちいずれか
(※ 記載については、マニュアル本筋中、補足説明参照)

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 11.2520Mbaud（補完放送（音声、データ）を含む。）

スロット数 40 スロット

変調方式 16A P S K

誤り訂正率 7 / 9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次 / 2160 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60 / 1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160 画素

(例 2 : 複数の周波数に優先順位を付して希望する場合)

別紙 1

中央の周波数

中央の周波数の希望順位は以下のとおりとし、より上位の周波数において認定を受けることができない場合には下位の周波数において認定を受けることを希望する。

第 1 希望 : 放送衛星業務用の周波数 (右旋円偏波の電波の周波数に限る。) の全てのうちいずれか

(※ 記載については、マニュアル本節中、補足説明参照)

第 2 希望 : 放送衛星業務用の周波数 (左旋円偏波の電波の周波数に限る。) の 11. 86174GHz (8 ch)、11. 93846GHz (12ch)、11. 97682GHz (14ch) のうちいずれか

第 3 希望 : 放送衛星業務用の周波数以外の周波数 (左旋円偏波の電波の周波数に限る。) の 12. 431GHz (ND9)、12. 471GHz (ND11)、12. 631GHz (ND19)、12. 671GHz (ND21)、12. 711GHz (ND23) のうちいずれか

放送方式等については、放送衛星業務用の周波数において認定を受ける場合と放送衛星業務用の周波数以外の周波数において認定を受ける場合について、それぞれ以下のとおりとする。

(放送衛星業務用の周波数において認定を受ける場合)

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 11. 2520Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。)

スロット数 40 スロット

変調方式 16A P S K

誤り訂正率 7 / 9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次 / 2160 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60 / 1. 001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160 画素

(放送衛星業務用の周波数以外の周波数において認定を受ける場合)

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送

シンボル数 16. 87805Mbaud (補完放送 (音声、データ) を含む。)

スロット数 60 スロット

変調方式 8 P S K

誤り訂正率 3 / 4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次 / 2160 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60 / 1. 001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160 画素

【具体的記載例 放送事項 注5 関係】

(例1：総合編成の場合)

別紙2

分野	
《テレビジョン放送》	
報道	(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
教育	(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
教養	(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
娯楽	(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
その他	(通信販売番組等)
成人向け番組の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
《補完放送(データ)》 株価、経済指標等の経済情報	ARIB-XML方式ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式	無	

本件申請に係る放送番組は、以下のとおりとする。

(a) 超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下、衛星基幹放送の業務認定申請書において、「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置を講ずる。

(b) 1週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。(※)

※ ただし、業務開始当初、当該割合が異なる場合には、以下のように併記することも可能である。

「ただし、●年目から●年目まで(平成●●年度から平成●●年度まで)(*)は●●%とする。」

* 業務開始の予定期日が平成30年12月1日の場合、1年目は平成30年度となり、平成30年12月1日から平成31年3月31日までとなる。

(c) <BS右旋の周波数を希望する場合>

1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。(※)

※ ただし、業務開始当初、当該割合が異なる場合には、以下のように併記することも可能である。

「ただし、●年目から●年目まで(平成●●年度から平成●●年度まで)(*)は●●%とする。」

* 業務開始の予定期日が平成30年12月1日の場合、1年目は平成30年度となり、平成30年12月1日から平成31年3月31日までとなる。

<BS左旋・東経110度CS左旋の周波数を希望する場合>

1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。

(d) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式(ARIB STD-B61)」である。

※ 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 放送事項 注5 関係】

(例2：総合編成でない場合)

別紙2

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
《テレビジョン放送》 野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
《補完放送（データ）》 スポーツに関する情報	ARIB-XML 方式ベースマルチメディア符号化方式 ARIB-字幕・文字スーパーデータ符号化方式	無	

本件申請に係る放送番組は、以下のとおりとする。

- (a) 超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下、衛星基幹放送の業務認定申請書において、「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置を講ずる。

- (b) 1週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。(※)

※ ただし、業務開始当初、当該割合が異なる場合には、以下のように併記することも可能である。

「ただし、●年目から●年目まで（平成●●年度から平成●●年度まで）（*）は●●%とする。」

* 業務開始の予定期日が平成30年12月1日の場合、1年目は平成30年度となり、平成30年12月1日から平成31年3月31日までとなる。

- (c) <BS右旋の周波数を希望する場合>

1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。(※)

※ ただし、業務開始当初、当該割合が異なる場合には、以下のように併記することも可能である。

「ただし、●年目から●年目まで（平成●●年度から平成●●年度まで）（*）は●●%とする。」

* 業務開始の予定期日が平成30年12月1日の場合、1年目は平成30年度となり、平成30年12月1日から平成31年3月31日までとなる。

<BS左旋・東経110度CS左旋の周波数を希望する場合>

1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、●●%とする。

- (d) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は「ARIB-限定受信方式（ARIB STD-B61）」である。

※ 有料放送を行う場合に記載すること。

【具体的記載例 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備 注6 関係】

別紙3

(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、次ページ以降の解説を踏まえ記載すること。)

別紙3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」のうち、審査の対象となる設備（提出資料に記載を要する設備）は、番組送出設備、中継回線設備、地球局設備に分類される。
- ・番組送出設備：放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第11号より）。
- ・中継回線設備：番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう（放送法施行規則第2条第14号より）。
- ・地球局設備：人工衛星の放送局の送信設備まで放送番組を伝送するための地球局の送信設備をいう（放送法施行規則第2条第13号より）。
- ・これらの設備に含まれる装置等の例を表に示す。

番組送出設備 ※1	中継回線設備	地球局設備
<ul style="list-style-type: none"> ・送出マトリクス ※2 ・エンコーダ ※3 ・多重化装置 ※4 ・送出管理装置 ※5 ・基準信号発生装置 ※6 等	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備から地球局設備間の回線 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝送路符号化装置 ・送信装置 ・空中線 等

※1 スタジオ設備は含まない。

※2 送出する番組の素材を切り替える機能を有する装置。

※3 映像、音声等の信号を符号化する機能を有する装置。

※4 符号化された映像、音声等の複数の信号を多重化する機能を有する装置。

※5 放送番組の送出スケジュール等を管理し、主として番組送出を制御する機能を有する装置。

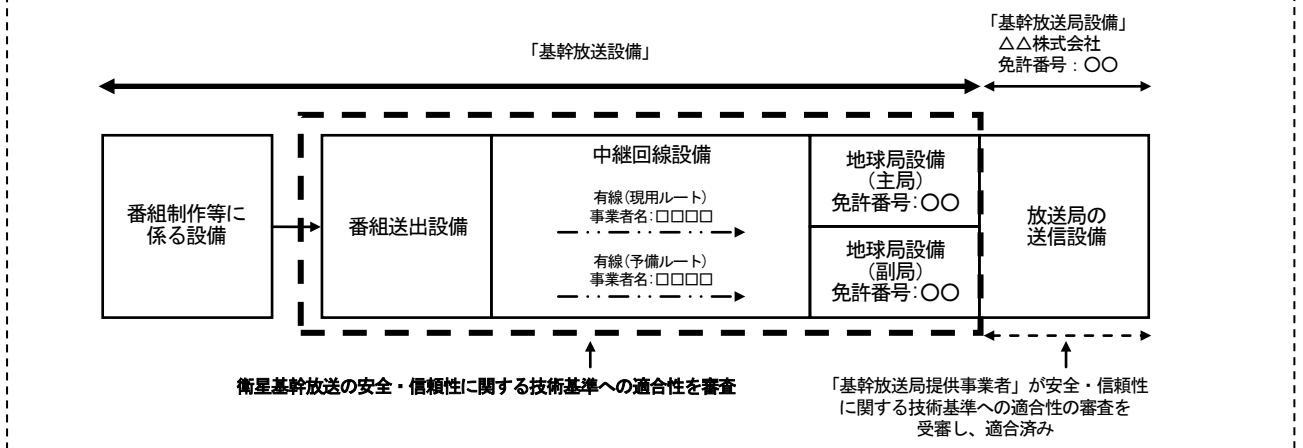
※6 機器の同期をとるためのクロック信号を発生させる装置。

- ・必要書類は、申請対象の放送設備（番組送出設備、中継回線設備、地球局設備）に関する系統図等の図面及び安全・信頼性の技術基準への適合状況の確認表のほか、審査対象の放送設備において損壊又は故障（以下、損壊等という。）が発生した際の放送への影響及び他の放送設備の損壊等による当該放送設備への影響を確認する観点から、番組等の制作に係る設備から放送局の送信設備までの構成等を記載したものとする。
- ・以上の基本的な考え方に基づき「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に関する書類は、①～④の要領に基づき作成する。

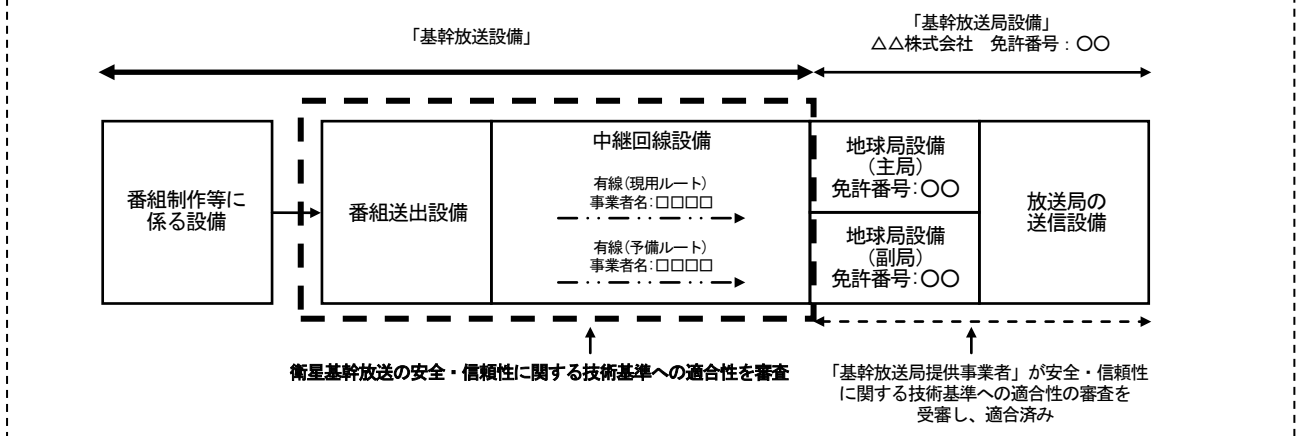
① 審査に係る電気通信設備の構成

- 放送法の規定に基づき衛星基幹放送の業務の認定を申請する際には、電気通信設備の構成図（ブロック図）を作成する（下図参照）。記載の範囲は番組制作等に係る設備（演奏所）から放送局の送信設備までであるが、衛星基幹放送事業者は業務委託先の電気通信設備、他事業者の電気通信設備を利用する場合を含めて中継回線設備または地球局設備までの範囲（基幹放送設備）で責任を負う。

【電気通信設備の構成図の記載例】（地球局の免許を受けている場合）



【電気通信設備の構成図の記載例】（基幹放送局提供事業者が提供する地球局設備による場合）

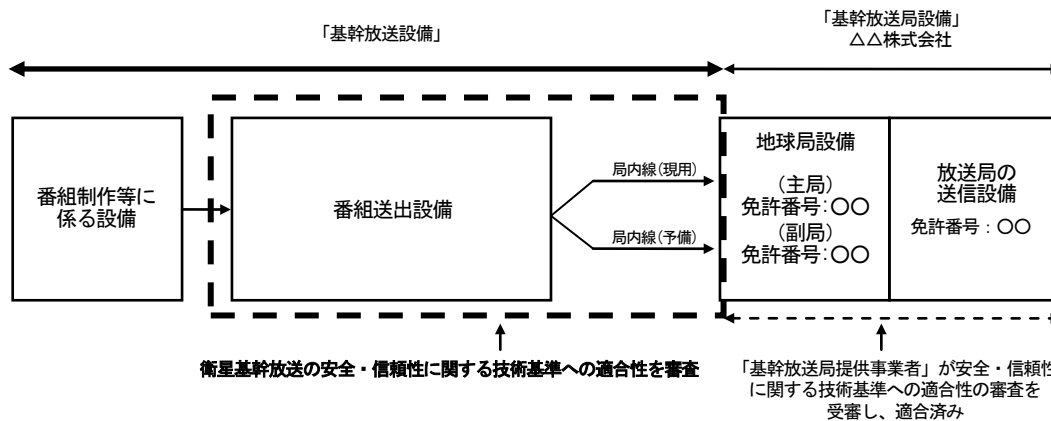


【記載のポイント】

- 放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には、基幹放送設備の範囲を明記する。
- 例えば、基幹放送設備に地球局設備を含まない場合においては、番組送出設備及び中継回線設備について、安全・信頼性に関する技術基準への適合性を審査する。
- 番組送出設備から放送局の送信設備に至るまでの番組中継の流れ（中継回線設備の構成）について、無線、有線等の別を明記するとともに、現用ルートと予備ルートがある場合には、これを明記する。
- 申請対象の放送設備を示すブロックを明記する。

- 中継回線設備について、他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、該当するブロックを明記するとともに当該事業者名を付記する。
- 免許取得前等の事情から免許番号が記載出来ない場合には、予備免許の番号や申請状況を記載する。
- 番組送出設備と地球局設備が同一フロア内にある等、中継回線設備に該当する設備が存在しない場合は、以下の例のように記載できる。

【電気通信設備の構成図の記載例】（中継回線設備が存在しない場合）



(注) 地球局設備は番組送出設備と同一場所に設置されているため、中継回線設備に該当する設備はない。

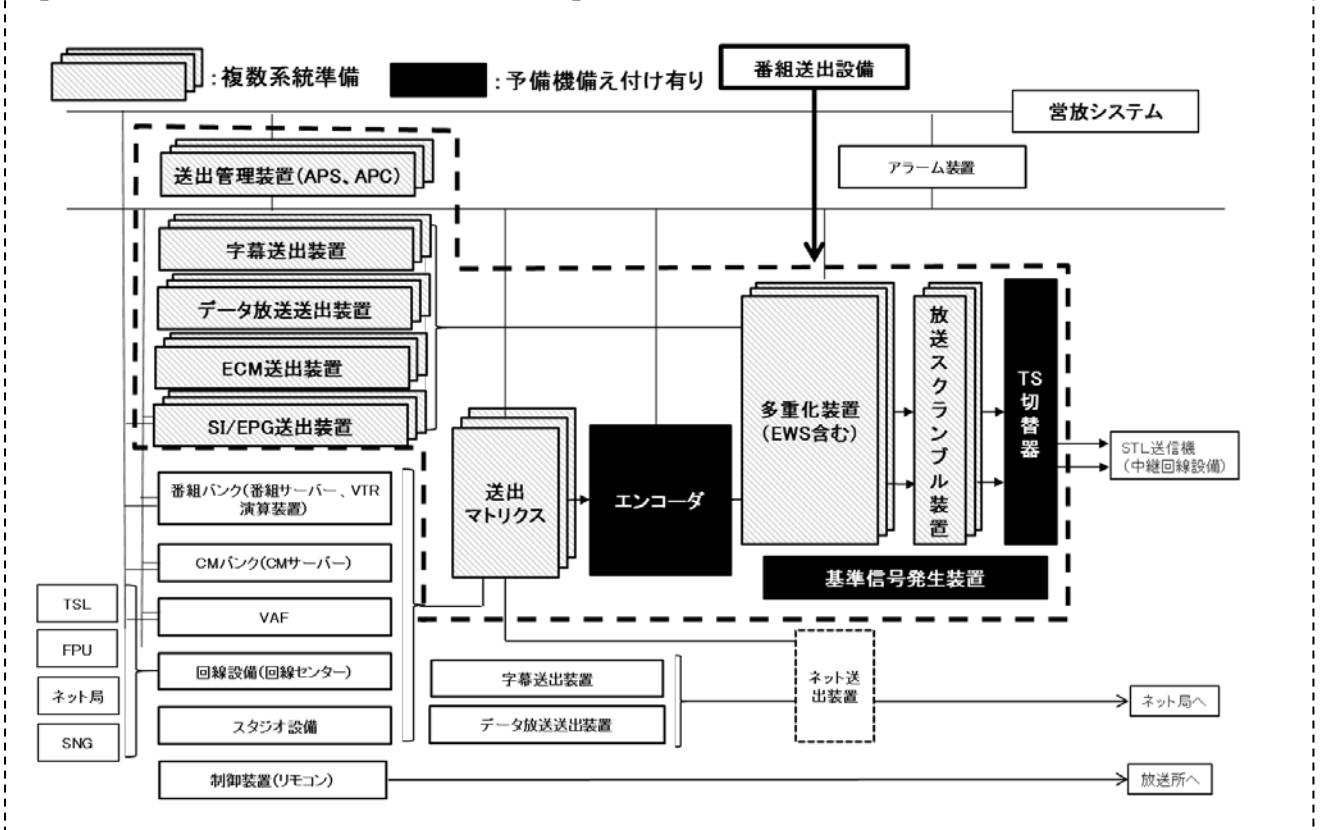
② 番組送出設備

- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において番組送出設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。

様式1においては、各技術基準ごとに空欄のところ（黒塗りでない欄）に最低1カ所の「レ」が記載されていれば技術基準を満たしているものとする。実際講じられている措置は具体例と完全に一致していなくても最も近いものに「レ」を記載し、実際に講じられている措置内容にその内容を記載する。実際講じられている措置が具体例と同じ場合には記載しなくてもよい。

- 番組送出設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する。

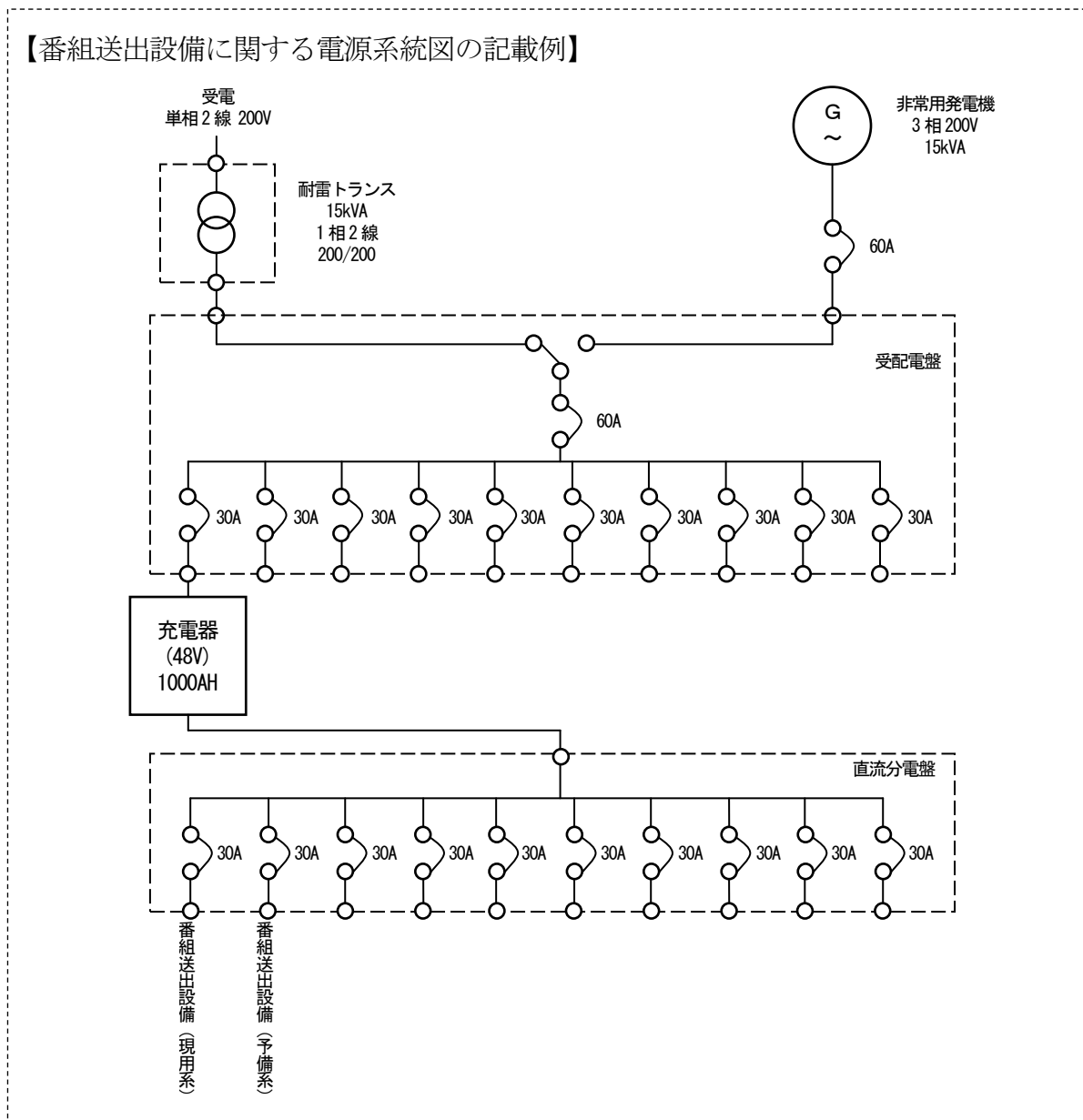
【番組送出設備に関する系統図の記載例】



【記載のポイント】

- 予備機器等の設置状況を明記すること。
- 下記事項に留意の上、番組送出設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - 番組を制作するための設備（番組バンク、CMバンク、VAF、回線設備、スタジオ設備等）と番組送出設備の分界点（送出マトリクス等の入力端子）。
 - 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（光端局装置等）の入力端子）。
 - 番組送出設備の設置場所が分散している場合（自社設備と委託先設備などとの設備範囲（境界）を明記する）であっても、両設備を介する設備（回線設備など）も番組送出設備に含む。
 - 注釈等を加えてできるだけわかりやすく記載すること。

- ・番組送出設備の電源設備について電源系統図を作成する。



【記載のポイント】

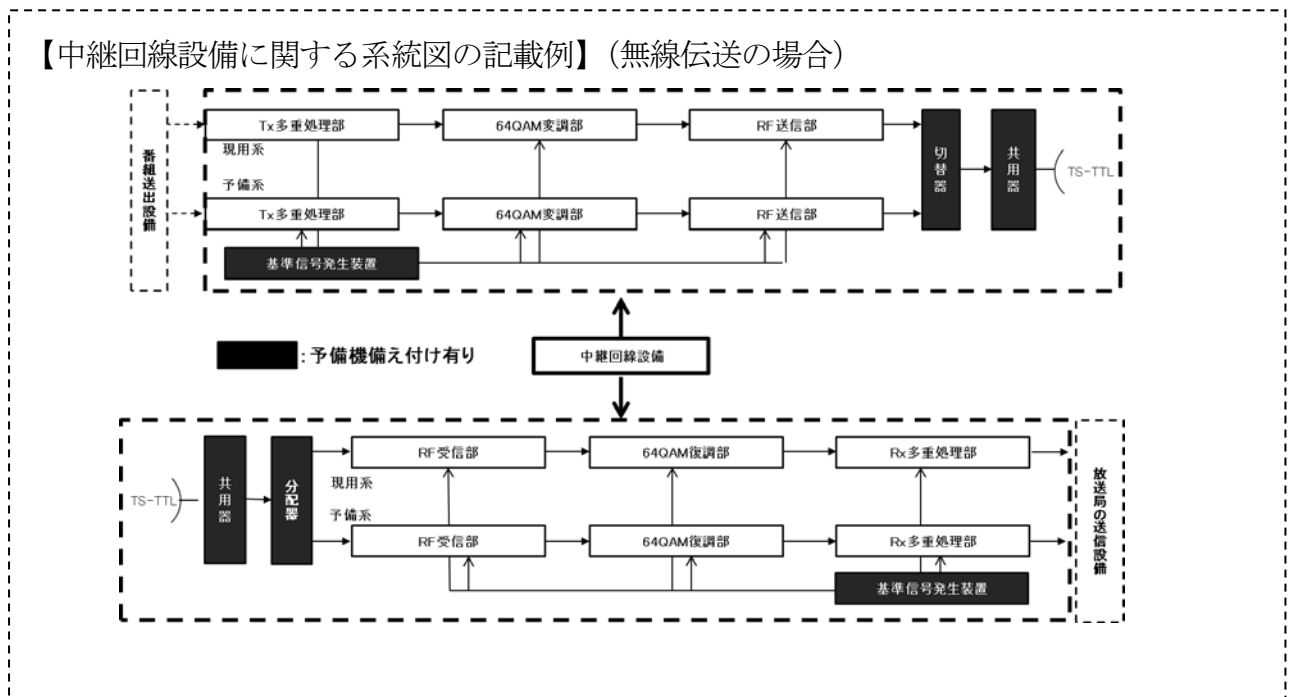
- ・番組送出設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備の容量を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・「番組送出設備」の電源系統図と他の設備の電源系統図が同じ図に記載されている場合は、その旨記載することで他の設備の電源系統図の提出を省略することができる。

③ 中継回線設備

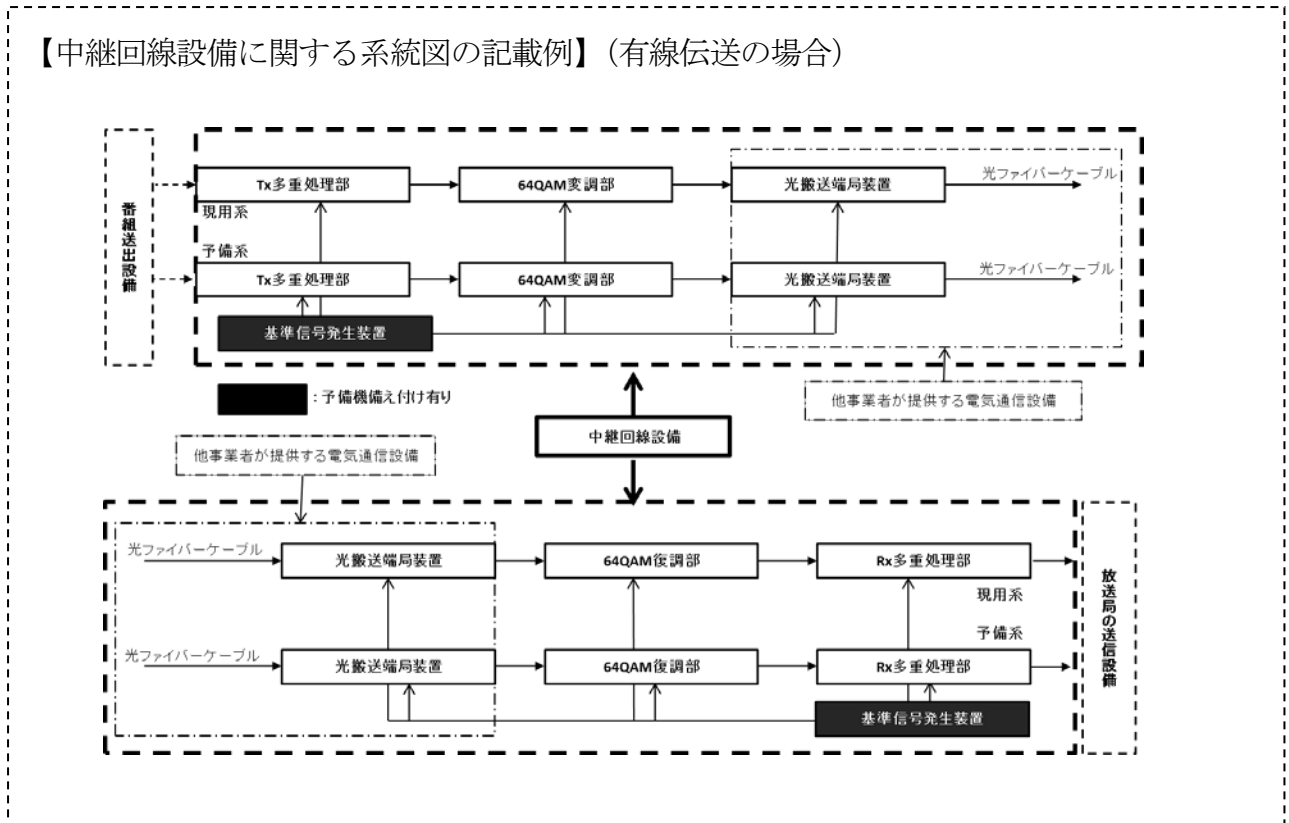
- 安全・信頼性に関する技術基準への適合性を示す資料として、本ページで後述する系統図において中継回線設備の範囲を明記し、それについて講じるべき措置の項目を別紙1により確認の上、様式1により当該措置項目の具体的措置（放送法関係審査基準に規定）のうち、実際に講じられているものについて、チェック欄に「レ」と記入する。

様式1においては、各技術基準ごとに空欄のところ（黒塗りでない欄）に最低1カ所の「レ」が記載されていれば技術基準を満たしているものとする。実際講じられている措置は具体例と完全に一致していなくても最も近いものに「レ」を記載し、実際に講じられている措置内容にその内容を記載する。実際講じられている措置が具体例と同じ場合には記載しなくてもよい。

- 中継回線設備を構成する各装置について、系統図（ブロック図）を作成する。
- なお、工事設計書の添付図面により足りる場合には、これを使用できるものとする。
- 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合であって、技術基準に適合していることの説明のために特段必要な場合は、契約書の写し等の書類を作成してもよい。



【中継回線設備に関する系統図の記載例】（有線伝送の場合）

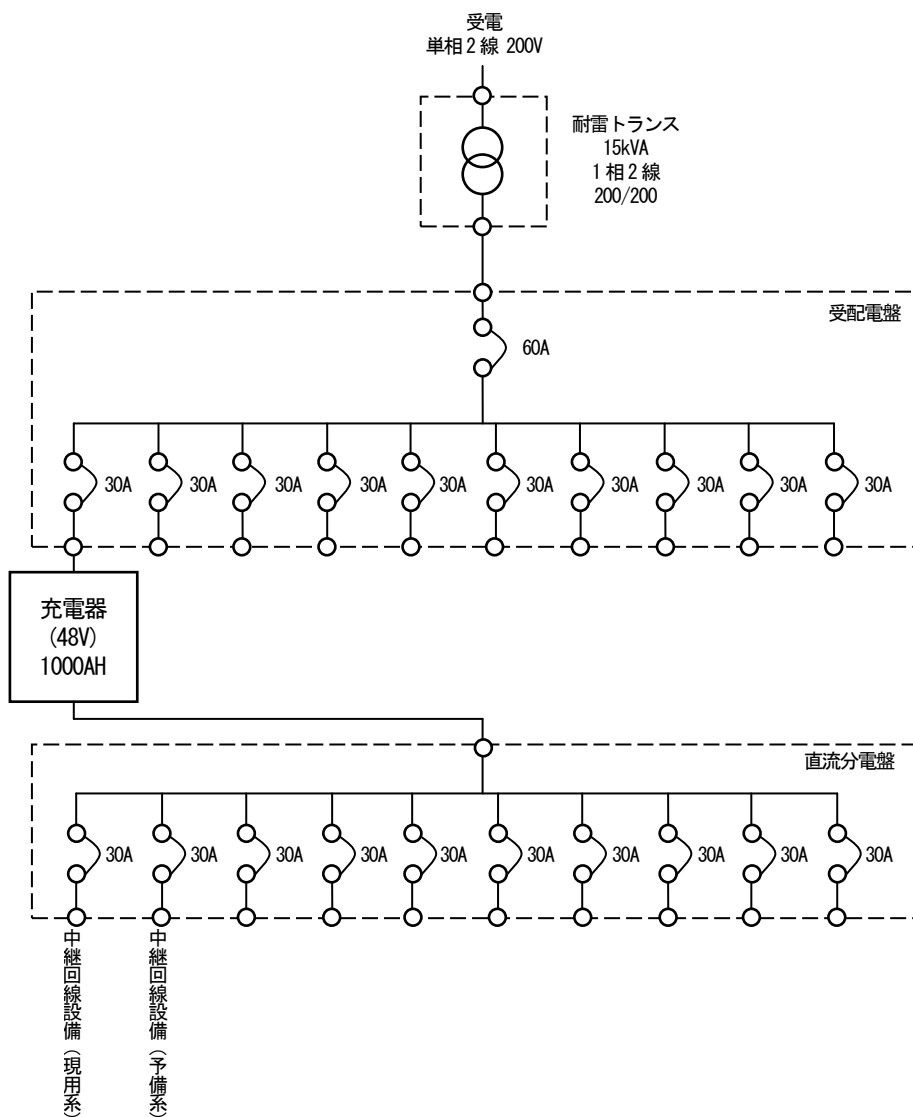


【記載のポイント】

- 予備機器等の設置状況を明記すること。
- 下記事項に留意の上、中継回線設備の範囲を枠囲みで明記すること。
 - － 番組送出設備と中継回線設備の分界点（中継回線設備を構成する装置（光端局装置等）の入力端子）。
 - － 中継回線設備と地球局設備の分界点（地球局設備を構成する装置（TS合成装置等）の入力端子）。
 - － 他事業者が提供する電気通信設備を利用する場合には、当該電気通信設備と申請者の保有する設備との分界点。

- ・中継回線設備の電源設備について電源系統図を作成する。
- ・なお、工事設計書の添付図面により足りる場合には、これを使用できるものとする。

【中継回線設備に関する電源系統図の記載例】



【記載のポイント】

- ・中継回線設備を構成する各装置に対して供給する系統を明記すること。
- ・予備電源設備（非常用発電機、バッテリー等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・通常供給されている電力の異常を検知するための設備（保護継電器等）を設置している場合には、当該設備を明記すること。
- ・電源設備を使用していない場合には作成の必要は無い。その場合、様式1の「(6-1) (6-2) 停電対策」に係る事項に「レ」が記載されることはないので、様式1の当該項の「実際に講じられている措置内容」にその旨記載すること。

④ 地球局設備（地球局の免許を受けている場合）

- ・地球局設備については電波法に基づく免許取得の際に安全・信頼性に関する審査を受審するので、取得済みの免許番号を記載することで技術基準を満たしていることの確認を受けていることを示す。よって放送法の規定に基づき基幹放送事業者の業務の認定を申請する際には地球局設備に関する書類の提出は必要としない。

⑤ 基幹放送の品質に関する技術基準

- ・「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」について、様式2により当該設備が準拠する送信の標準方式の種類について、チェック欄に「レ」と記入する。

別紙1 衛星基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準における措置項目と対象設備

措置項目		番組送出設備	中継回線設備	地球局設備	放送局の送信設備	
大分類	小分類					
(1)	予備機器等	○	○	○	○	
(2)	故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○	○
		② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	※1	※1	※1	※1
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	① 試験機器の配備	○	○	○	
		② 応急復旧機材の配備	○	○		
(4)	耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○	
		② 設備構成部品に関する地震対策	○	○	○	
		③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○	
(5)	機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○	○
		② 電源供給状況の確認	○	○	○	○
(6)	停電対策	① 予備電源の確保	○	○	○	
		② 発電機の燃料の確保	○	○	○	
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	○	○	○		
(8)	防火対策	○	○	○		
(9)	屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止		○	○	
		② 公衆による接触の防止		○	○	
(10)	放送設備を収容する建築物	ア 建築物の強度	○	○	○	
		イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○	
		ウ 立ち入りへの対策	○	○	○	
(11)	耐雷対策	○	○	○		
(12)	宇宙線対策				○	

※1 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備、及び放送局の送信設備は、いずれも故障等を直ちに検出、運用者へ通知するための機能を設ける。

安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表

申請社名:	衛星基幹放送事業者 (審査対象設備に「レ」を記入)		措置状況のチェック 必須ではないがより望ましい事項: ☆ ※各項目ごとに最低1カ所のチェックが必要。黒塗りの事項は不要。
	番組送出設備	中継回線設備	
項目	具体的な措置例		
(1) 予備機器等			
ア 番組送出設備を用いた予備構成とする措置			
イ 番組送出設備に別する予備機器の措置として、演藝所からの放送が不可能な場合に、非常時マトリクスにより予備番組素材に切り替えて放送を継続する措置			
ウ 中継回線設備及び地上線のリレー機を構成する措置			
エ 地球局設備の送信装置を別台構成又は別機材(ハニ1構成を含む)とする措置			
オ 地球局設備の送信装置を別台構成又は別機材(ハニ1構成を含む)とする措置			☆
カ 地球局設備の送信装置を別台構成又は別機材(ハニ1構成を含む)とする措置			☆
(2) 故障検出(積算等)を直ちに検出し、運用者へ通知			
ア 番組送出設備及び中継回線設備の積算等を自動検出して、運用者に通知するシステムを設ける措置			
イ 無人運用時に放送設備の積算等を運用者端末にメールで自動通知するシステムを設ける措置			☆
ウ 人工衛星の姿勢情報をテレメトリ信号により地上より検出し運用者に通知するシステムを設ける措置			
エ 監視・制御所を設置する措置			
(3-1) 試験機器の配備			
ア 試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置			
イ メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置			
(3-2) 緊急種別機材の配備			
ア 保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置			
イ 保守拠点において、通常配置される定期の修理に対応する緊急種別の機材(予備のケーブル等)を配備する措置			
ウ 保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送波による中継に切替えが可能な場合は、臨時にそれに切り替えて応急復旧するための機材を配備する措置			
ウ (注) 中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切替えは必ずしも一般的ではない。			
(4-1) 耐震対策(震度5弱程度の地震を想定した対策)			
ア 機器ラックをアンカーボルト及びチャネリングにより床に固定する措置			
イ 機器ラックの隅ねら及び転倒防止のため、しりぞき具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置			(4-1)(4-2)で最低1カ所
ウ 機器の隅ねらによる引り張り損傷防止を考慮したケーブル類(外部導体形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等)を敷設する措置			
エ 装置架台にケーブルを敷設する際にラダーでケーブルの余長を確保し、隅ねらによる引り張りによる引り張りによる破損を防ぐため、ケーブルの送信端出力部から空中線接続部の信号線に用いられる高ハイフ等の部材については、地震による破損を防ぐため、線路長に対して余裕を持たせ、置き台等の上に設置する機器については、しりぞき具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定			
キ 機器ラックに設置する機器の固定を止め等により固定する措置			
ク 空中線の脱落を防ぐため、空中線を取付柱等に弾頭で固定する措置			
(4-2) 耐震対策(大規模な地震を想定した対策)			
ア 筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又はねじ止め等、より耐震性を高めた措置			☆
(5-1) 機能確認(予備機器の機能確認)			
ア 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認(送信装置については搬送負荷装置を使用して確認)			
イ 予備機の番組送出設備の機能確認については、定期的な確認(送信装置については搬送負荷装置を使用して確認)			
ウ 人工衛星に故障される放送局の送信設備については、予備衛星に搭載された1系統の送信設備について、送信設備の電源を投入した状態(無故障)を確認する措置			
(5-2) 機能確認(電源供給状況の確認)			
ア 法令に基づき許容範囲により確認する措置			
イ 電源検知器、電圧計、電流計、電力計等を電源線、配電線等に設置し、又は計器を準備して確認する措置			
ウ テータロカールによりメータータリタリングを実施し、動作状況を確認する措置			
エ 常駐監視員等がメータータリタリングを実施し、動作状況を確認する措置			
オ 放送休止時に非常用発電機起動試験(起動、切替え及び停止)、蓄電池装置への切替え及び非常用電源の試験を実施する措置			
キ 定期的に変更電源及び自家用発電機の定期保守及び点検を実施する措置			
ク 人工衛星の監視情報テレメトリ信号から中継する措置			
(6-1) 停電対策(予備電源の確保)(フ、イ、エは非発を使用した場合のみ)			
ア 非常用電源として自家用発電機を設置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置			
イ 自家用発電機及び蓄電池装置を設置する措置			
ウ 購入電力を2系統受電とする措置			
エ 大規模災害時に備える広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業業者で共同配備する措置			☆
オ 停電時の電源供給において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置			☆
(6-2) 停電対策(送電線の断線の回避)			
ア 自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要容量とする措置(例えば、テレビジョン放送及び中継放送の観測に係る放送局の送電設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度必要とする想定した場合は、その間放送を継続するために必要となる燃料を確保する。なお、断線に燃料供給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない)			
イ 定期的に燃料調査状況の確認及び補給の契約を締結する措置			
ウ 近隣の給油所等と燃料供給の契約を締結する措置			

安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表

申請社名:	衛星基幹放送事業者 (審査対象設備に「レ」を記入)		措置状況のチェック 必須ではないがより望ましい事項: ☆ ※各項目ごとに最低1カ所のチェックが必要。黒塗りの事項は不要。
	番組送出設備	中継回線設備	
	レ	レ	
具体的措置例			
(7) 放送空回線に関する保護対策			
ア 放送放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、非電導部材の使用、端子による絶縁、接地線の敷設等による高周波電流の発生を防ぐ措置			
イ 放送放送又は短波放送において、送信所内に設置される高周波電流の発生を防ぐ措置			
ウ 放送放送又は短波放送において、送信所内に設置される電圧降下防止のための接地線の敷設等による電圧降下防止措置			
エ 放送放送又は短波放送において、送信所内に設置される電圧降下防止のための接地線の敷設等による電圧降下防止措置			
オ 放送放送又は短波放送において、送信所内に設置される電圧降下防止のための接地線の敷設等による電圧降下防止措置			
カ 放送放送において、送信所内の電圧降下防止のための接地線の敷設等による電圧降下防止措置			
キ 放送放送において、送信所内の電圧降下防止のための接地線の敷設等による電圧降下防止措置			
ク 送信空回線による電磁誘導作用による影響が及び可能性は極めて低いため、措置は講じない			
(8) 防火対策			
ア 自動火災報知器、消火ガス（ハロゲンガス、CO ₂ 等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置			
イ 建築物内、配線及び配線用空間内について防火壁等による区画化又は防火扉等による閉鎖を行う措置			
ウ 放送設備の電線系統のシールド等による火災を防止するため、変電設備に当該電線系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置			
エ 内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置			
オ 外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）高層、CB（コンクリートブロック）高層又は金属若しくはセメント板ハナレを使用し、放熱対策を講ずる措置			
(9-1) 屋外設備（空中線等）への保護対策の防止			
ア 水等に直接接触しないよう耐水性塗料による塗装や水の浸入を防ぐための防水テープ、防水ゴムハンギング等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置			
イ 風又は雪による空中線の損傷を防ぐため、凍害対策される風又は雪に耐えられる強度を確保する措置			
ウ 凍害等による空中線の損傷を防ぐため、凍害対策される風又は雪に耐えられる強度を確保する措置			
エ FRP素材等を使用した防雪カバーで覆うこと、空中線、凍結凍害防止剤等の耐凍害性部材を使用する措置			
オ 屋外に設置される電線系統の消耗を定期的に確認すること			
カ 寒冷地に設置される電線系統の消耗を定期的に確認すること			
キ 凍害対策における融け凍結器（水浴）には凍結器等による凍結対策を考慮すること			
ク 凍害対策における融け凍結器（水浴）には凍結器等による凍結対策を考慮すること			
(9-2) 屋外設備（公衆による接触の防止）			
ア 送信空回線の適当な地上高を確保する措置			
イ 敷設設備による巡回整備を行う措置			
ウ 敷地内への侵入を防ぐ防護柵、フェンス等を設置する措置			
エ 巡回整備員による巡回整備を行う措置			
オ 巡回整備員による巡回整備を行う措置			
カ 巡回整備員による巡回整備を行う措置			
キ 巡回整備員による巡回整備を行う措置			
ク 巡回整備員による巡回整備を行う措置			
(10) 放熱対策			
ア 所要の強度や寸法を満足できるような放熱設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フ列ム、筋交い、鋼材等）を施す			
イ 建築物の構造を弱体化しないこととする措置			
ウ 放熱設備を収容する建築物（屋内設備の動作環境の維持）			
エ 放熱設備を収容する建築物に空調設備、換気設備等を設置し、温度・湿度等を定格環境条件の範囲内に保つ措置			
オ アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処理を行う措置			
カ 吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、テミスタ、外気タンパ等を設置する措置			
キ 屋根、外壁等に防水工を施す措置			
ク 放熱器を設置する措置			
(10-3) 放熱設備を収容する建築物（空入りへの対策）			
ア 建築物、放熱設備を収容している建築物並びに金属及びセメント板ハナレを使用した高層に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯カメラや監視カメラ等の設置を行う措置			
イ 管理ビルに放熱設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鎖はビルの管理下とする措置			
ウ 警備員による巡回整備を行う措置			
エ 敷地内への侵入を防ぐ防護柵、フェンス等を設置する措置			
オ 小規模な中継局の放熱設備収容区間に施錠する措置			
(11) 耐雷対策			
ア 送信装置等について、空中線接続器への接地線通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による入退出			
イ 送信機出力の増強の設計差を考慮する措置			
ウ 雷害の発生時の対応を行う措置			
エ 雷害の発生時の対応を行う措置			
オ 雷害の発生時の対応を行う措置			
カ 雷害の発生時の対応を行う措置			
キ 雷害の発生時の対応を行う措置			
ク 雷害の発生時の対応を行う措置			
ケ 雷害の発生時の対応を行う措置			
(12) 宇宙線対策			
ア 人工衛星の放熱設備に使用される半導体素子について、材料、部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する			
イ 宇宙線によるソフトエラー誤動作（アーク誤動作）のソフトエラー誤動作（アーク誤動作）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える			
ウ 衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講ずることを記載し、対策を確保			

様式2 基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

下記に定められた送信の標準方式に適合する場合はチェック欄に「レ」と記載する。

衛星基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表	
送信の標準方式	✓欄
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号） 第1章、第5章及び第6章	

第2節 事業計画書（放送法施行規則別表第7の2号）

別表第七の二号

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

長
辺

事業計画書	
(別紙)	
<input type="checkbox"/>	(1) 経営形態及び資本又は出資の額
<input type="checkbox"/>	(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
<input type="checkbox"/>	(3) 主たる出資者及び議決権の数
<input type="checkbox"/>	(4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
<input type="checkbox"/>	(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
<input type="checkbox"/>	(6) 役員に関する事項
<input type="checkbox"/>	(7) 放送番組の編集の基準
<input type="checkbox"/>	(8) 放送番組の編集に関する基本計画
<input type="checkbox"/>	(9) 週間放送番組の編集に関する事項
<input type="checkbox"/>	(10) 放送番組の審議機関に関する事項
<input type="checkbox"/>	(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
<input type="checkbox"/>	(12) 災害放送に関する事項
<input type="checkbox"/>	(13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
<input type="checkbox"/>	(14) 試験の方法及び具体的計画
<input type="checkbox"/>	(15) 将来の事業予定
<input type="checkbox"/>	(16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定 の申請 の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(3) (注2) (注3)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(4) (注2) (注3) (注4)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2) (注3) (注4)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
	(6) (注2)	
	(7) (注3) (注4) (注5)	
	(8) (注4) (注5)	
	(9)	
	(10) (注3) (注4) (注5)	
	(11) (注4) (注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	

	(15) (注2) (注3) (注4)	
	(16) (注2) (注3) (注4)	
2 認定 の変更 の申請 の場合	(1) (注1) (注9)	
	(2) (注2) (注3) (注9)	(注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、 考査に関する事項については記載 を要しない。
	(3) (注2) (注3) (注9)	(注7) 衛星基幹放送試験局を用いて行う 基幹放送の業務に限る。
	(4) (注2) (注3) (注4) (注9)	(注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用 いて行う基幹放送の業務に限る。
	(5) (注2) (注3) (注4) (注9)	(注9) 当該変更により事業計画書に重大 な変更があるときに限る。
	(6) (注2) (注9)	
	(7) (注3) (注4) (注5) (注9)	
	(8) (注4) (注5) (注9)	
	(9) (注9)	
	(10) (注3) (注4) (注5) (注9)	
	(11) (注4) (注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2) (注3) (注4) (注9)	
	(16) (注2) (注3) (注4) (注9)	
3 認定 の更新 の申請 の場合	(1) (注1)	
	(3) (注2) (注3)	
	(4) (注2) (注3)	
	(5) (注2) (注3)	
	(6) (注2)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

○ 別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ロ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

○ 別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合計		

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である（例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。）。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

○ 別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (ロ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- (ハ) 出資の予定のものについてはその旨

【具体的記載例】

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対す る議決権の比率	備 考
ふりがな ××株式会社 代表取締役社長 ふりがな ○○ ××	東京都中央区	製造業	50.5%	
ふりがな ○○株式会社 代表取締役社長 ふりがな ○○ ××	東京都千代田区	広告業	30.4%	
ふりがな 株式会社××	大阪府大阪市	放送業	14.1%	
ふりがな △△株式会社 代表取締役社長 ふりがな ○○ ××	愛知県名古屋	小売業	3.0%	
ふりがな ○×株式会社 代表取締役社長 ふりがな ○○ ××	神奈川県横浜市	証券業	2.0%	

○ 別紙(4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(イ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

- (ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
- (ロ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。
- (ハ) (ロ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載され

る者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B) の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B) の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に (A) の有する議決権と計算される理由を記載すること。

【補足説明】

- ・ (A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称に、「地上基幹放送事業者」、「衛星基幹放送事業者」又は「移動受信用地上基幹放送事業者」の別を記載するとともに、当該議決権の割合を記載すること。

【具体的記載例】

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A) が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)	××株式会社	52.5%	株式会社○○△ 【衛星基幹放送事業者、35.0%】	
うち (A) の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	○×株式会社	2.0%		××株式会社が1/2を超える議決権を有するため。
3分の1を超える議決権を有する者 (A)	○○株式会社	33.4%	該当なし	
うち (A) の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	△△株式会社	3.0%		○○株式会社が1/2を超える議決権を有するため。

○ 別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4) (注1) (7)から(9)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(7)及び(9)によること。

(7) (4) (注1) の(7)から(9)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(9) (4) (注1) の(7)から(9)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

【補足説明】

- ・ (A) について、氏名又は名称の欄に、「地上基幹放送事業者」、「衛星基幹放送事業者」又は「移動受信用地上基幹放送事業者」の別を併記すること。

【具体的記載例】

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)	株式会社●●放送 【衛星基幹放送事業者】	40.0%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	※※企画株式会社	40.0%	申請者は株式会社●●放送に対し 40.0%の議決権を有する ※※企画株式会社に対し 1/2 超の議決権を有するため。

○ 別紙(6) 役員に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (ロ) 予定のものについてはその旨
 - (ハ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

【具体的記載例】

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
えいせい はなこ 衛星 花子	東京都港区	(代) 取締役社長(常)	経営全般		
ふりがな ×× ○○	神奈川県横浜市	専務取締役(常)	編成・営業		
ふりがな ○○ ××	千葉県八千代市	取締役		○○(株)取締役	
ふりがな △× ○×	千葉県野田市	取締役(常)	総務・技術	(株)○○△取締役	
ふりがな △○ ××	東京都国分寺市	取締役			
ふりがな ○× △	東京都杉並区	取締役		(株)●●放送(代)取締役(常)	
ふりがな ○○ ○	東京都板橋区	監査役			

(添付資料) 履歴書、役員就任承諾書

○ 別紙(7) 放送番組の編集の基準

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別（別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。）及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- ・ 「放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること（放送法関係審査基準別紙2の7）」に留意し、具体的な公表方法について記載すること。

様式適宜

○ 別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務（学園によるものを除く。）については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置（視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック（視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。）等）について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例） 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

様式適宜

○ 別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
合計	時間					分	備考	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の二号の注5（2）の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6) 超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組が分かる記号等を記載すること。

(注7) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注8) 超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

(注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（ ）で再掲すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間 (他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 (分) %	
その他の者 小計	時間 (分) %	
計 (①)	時間 (分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 (分) %	
その他の者 小計	時間 (分) %	
計 (②)	時間 (分) %	
合計 (①+②=③)	他社の放送番組 時間 (分) %	
備考	自社の放送番組 時間 (分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄 (自社の放送番組) の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計 (①+②=③)」の欄 (他社の放送番組) の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

- (13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- 「ア 放送番組表」の注4については、以下の様式により、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を記載すること。

1週間当たりの総放送時間	分 (%)
字幕付与可能な放送番組に係る時間 (注1)	分 (%)
字 字幕放送 (注2)	分 (%)
解 解説放送 (注3)	分 (%)

(注1) 字幕付与可能な放送番組とは次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう(自主的に字幕を付与することを妨げるものではない。例えば、「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めてよい)。

- ① 技術的に字幕を付与できない放送番組(例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ② 外国語の番組
- ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④ 権利処理上の理由等により字幕を付与できない放送番組

(注2) 字幕放送とは、音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をいう(データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む)。

(注3) 解説放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。

- 「ア 放送番組表」に関連して、「時間帯」の配慮や、「事前表示」等の具体的な青少年保護措置がある場合には、適宜の様式により記載すること。また、青少年保護措置を要する放送番組を放送しない場合には、その旨を記載すること。
- 「ア 放送番組表」に関連して、一部の時間帯において特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送法関係審査基準別紙3の2(4)に規定する超高精細度テレビジョン放送識別措置の具体的な内容について、適宜の様式により記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準 別紙3の2(4)

(4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事

項に明確に記載されていること。(略)

- ・ 「ア 放送番組表」に関連して、特定超高精細度テレビジョン放送として放送する必要性が高いことについて、適宜の様式により具体的に記載すること。また、特定超高精細度テレビジョン放送を確実に行うことが可能な体制があることについて、当該放送を行うための組織・要員の体制、番組制作等に係る設備及びこれらの整備費用を含め、適宜の様式により具体的に記載すること。

(参考) 放送法関係審査基準別紙3の3(9)

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。(略)

【具体的記載例】

ア 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
5	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
6	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
7	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
8	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
9	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
10	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
11	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
12	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
13	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
14	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
15	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
16	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
17	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
18	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
19	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
20	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
21	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
22	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
23	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
24	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
25	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
26	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
27	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
28	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽	00 00 音楽
計 (有料放送に係る放送時間) (特定超高精細度テレビジョン放送番組以外の超高精細度テレビジョン放送番組)	1440分 (1320分) (480分)	1440分 (1320分) (360分)	1440分 (1380分) (300分)	1440分 (1380分) (540分)	1440分 (1440分) (240分)	1440分 (1440分) (120分)	1230分 (1230分) (270分)

(凡例) 有 : 有料放送 字 : 字幕放送 解 : 解説放送

UC : 特定超高精細度テレビジョン放送番組 (※) 以外の超高精細度テレビジョン放送番組

(当該記号がないものは特定超高精細度テレビジョン放送番組)

※超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。)をいう。以下、事業計画書において、特定超高精細度テレビジョン放送番組という。

【次ページに続く】

【前ページより】

(備考)

(1) 1週間の総放送時間に対する字幕放送及び解説放送の放送時間の割合

1週間当たりの総放送時間	●●●●分 (●●%)
字幕付与可能な放送番組に係る時間	●●分 (●●%)
字 字幕放送	●●分 (●●%)
解 解説放送	●●分 (●●%)

(将来の事業計画において、特別に考慮する点)

上記の放送時間数に関わらず、放送開始後、可能な限り、字幕放送及び解説放送を増やすよう努めることとする。

(2) 青少年保護措置

青少年保護措置が必要な番組を行う際には、以下のとおり、放送する時間帯の配慮を行うとともに、事前表示を行う。

対象作品	放送する時間帯	事前表示方法
暴力・麻薬・犯罪等の描写が刺激的な番組	午後10時～午前0時	・番組宣伝枠で事前にお知らせを行う ・テロップ等により事前表示を行う
性等の描写が刺激的な番組	午前0時～午前4時	同上

(3) 超高精細度テレビジョン放送識別措置

アップコンバート等の手法により制作された4K番組を放送する場合には、当該番組がアップコンバート等の手法により制作された4K番組であることを視聴者が明らかに識別できるよう、当該番組がアップコンバート等の手法により制作された4K番組である旨を放送番組の画面上及びE P Gに表示する。

(4) 放送番組の高画質性 ※ 具体的に記載すること。

特定超高精細度テレビジョン放送として放送する必要性については、…。

特定超高精細度テレビジョン放送を確実に行うことが可能な体制については、…。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	●●時間●●分	●●%	
教育	●●時間●●分	●●%	
教養	●●時間●●分	●●%	
娯楽	●●時間●●分	●●%	
その他	通信販売番組	●●時間●●分	●●%
	通信販売番組 以外	●●時間●●分	●●%
合計	●●時間●●分	100.0%	

【次ページに続く】

【前ページより】

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間（他からの供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
（ニュース） 放送事業者 ・（株）●●放送 小計	●時間●分（●時間●分） ●% ●時間●分（●時間●分） ●%	有（別添契約書）（※）
その他の者 小計	時間（分） %	
計（①）	●時間●分（●時間●分） ●%	
（ニュース以外の番組） 放送事業者 ・●●テレビ株 ・（株）●●放送 小計	●時間●分（●時間●分） ●% ●時間●分（●時間●分） ●% ●時間●分（●時間●分） ●%	有（別添契約書） 有（別添契約書）
その他の者 ・●●映像 小計	●時間●分（●時間●分） ●% ●時間●分（●時間●分） ●%	有（別添契約書）
計（②）	●時間●分（●時間●分） ●%	
合計（①+②=③）	他社の放送番組 ●時間●分（●時間●分） ●%	
備考	自社の放送番組 ●時間●分（●時間●分） ●%	

（※） 放送番組の供給に関する協定をあらかじめ締結できない場合であっても、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでない旨を記載した書類を提出すること。

○ 別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称
- (イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称
- (ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

【補足説明】

- ・ 上記注4については、今回の申請において、申請者における既存の放送番組の審議機関の委員についても、委員就任承諾書を添付すること。

【具体的記載例】

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
えいせい たろう 衛星 太郎	●●県●市	男	昭和●年●月●日	大学教授	●●番組 審議機関
委員②	東京都●区	男	昭和●年●月●日	評論家	
委員③	●●県●郡●町	女	昭和●年●月●日	研究者	
委員④	
委員⑤	
委員⑥	
委員⑦	
委員総数					7 人

(添付資料) 委員就任承諾書

○ 別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

- ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。
- イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。
- ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

様式適宜

○ 別紙(12) 災害放送に関する事項

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

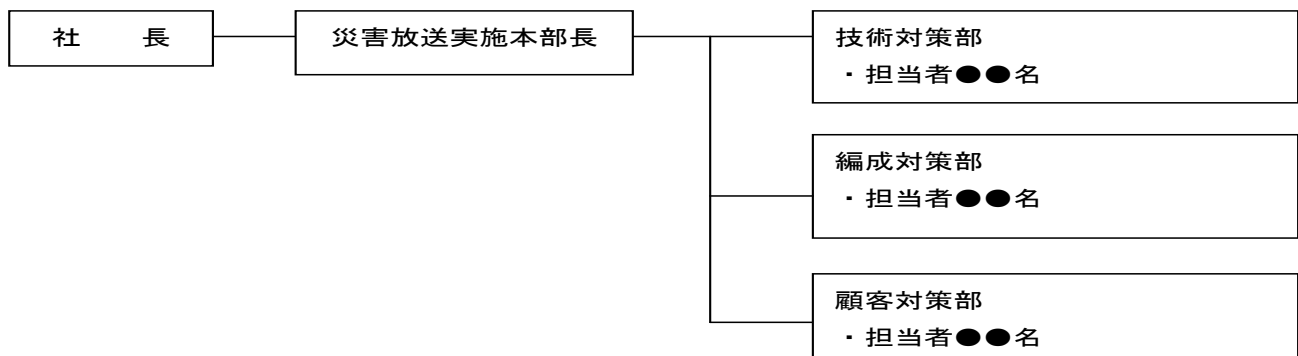
【具体的記載例】

災害放送の実施に関する事項

(1) 災害放送の実施体制

- ・社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・災害放送実施本部長の下に技術対策部、編成対策部及び顧客対策部を設置する。

【体制図】



(2) 災害放送の実施要領の概要

- ・災害放送実施本部長は、災害放送の実施マニュアルに沿って、各対策部を統括し、災害放送を実施する。
- ・各対策部は24時間体制（●名交替制）を構築して対応する。

【災害放送の概要】

適用基準：震度5以上、津波警報、その他の甚大な自然災害

送出内容：対象地域（市町村単位）の名称

（例） ○○市 震度5

△△市 震度4

送出時間：災害発生中及び災害発生後5分程度

(3) 災害放送の実施マニュアル

- ・別添のとおり

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 災害放送の実施体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

○ 別紙(15) 将来の事業予定

- ・ 将来の事業予定について、適宜の様式により記載すること。

○別紙(16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

【放送法施行規則 別表第7の2号 注2 抜粋】

(14) 別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 (B) / (A) ×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (7) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率
- (i) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

【具体的記載例】

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要
物品販売事業	スポーツグッズ製作、販売

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
●●企画(株)	10 百万円	番組制作	6,000千円	60.0%	
(株)○○	1,000 百万円	商社	10,000千円	1.0%	

第3節 放送法関係審査基準への適合性に係る資料 (放送法関係審査基準別紙2の16関係)

○個人情報の保護に関する事項

- ・ 個人情報の保護の実施体制等について、適宜の様式により記載すること。

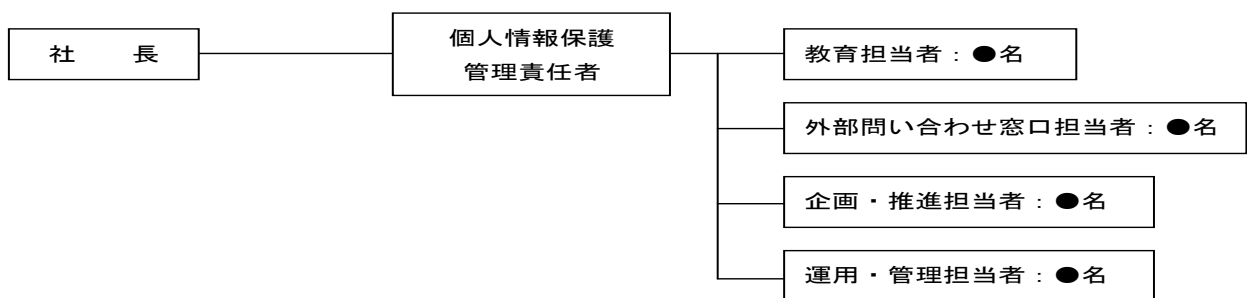
【具体的記載例】

個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護の実施体制

- ・ 社長は、個人情報の保護に関する最終責任を負う。
- ・ 個人情報保護管理責任者の下に、教育担当、外部問い合わせ窓口担当、企画・推進担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



(2) 個人情報の保護の実施要領

- ・ 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するため、個人情報の保護マニュアルに沿って、個人情報の適正な取得及び適正な利用に努める。

(3) 個人情報の保護マニュアル等

- ・ 個人情報の保護マニュアルは別添のとおり
- ・ 個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針等を公表している場合は、公表内容を添付(HPの写し等)

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 個人情報の保護体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

- ・ 個人情報の保護マニュアルがある場合は、添付すること。
- ・ 添付したマニュアルにおいて、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に定める以下の対応を行うことが定められている場合は、チェック欄に印（✓）を入れるとともに、マニュアルにおける該当ページを記載すること。

チェック	項目（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の該当条文）	該当ページ
<input type="checkbox"/>	適正な取扱い（第三条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的の特定（第四条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的による制限（第五条）	
<input type="checkbox"/>	取得の範囲の制限（第六条）	
<input type="checkbox"/>	適正な取得（第七条）	
<input type="checkbox"/>	取得に際しての利用目的の通知等（第八条）	
<input type="checkbox"/>	データ内容の正確性の確保（第九条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理措置（第十条）	
<input type="checkbox"/>	管理責任者（第十一条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理規程（第十二条）	
<input type="checkbox"/>	取扱いの管理（第十三条）	
<input type="checkbox"/>	視聴履歴等の管理（第十四条）	
<input type="checkbox"/>	従業員の監督（第十五条）	
<input type="checkbox"/>	委託先の監督（第十七条）	
<input type="checkbox"/>	受信機に記録された個人情報の管理（第十七条の二）	
<input type="checkbox"/>	第三者提供の制限（第十八条）	
<input type="checkbox"/>	個人データの保存期間及び消去（第十九条）	
<input type="checkbox"/>	保有個人データに関する事項の公表等（第二十条）	
<input type="checkbox"/>	開示（本人からのデータ開示要求）（第二十一条）	
<input type="checkbox"/>	訂正等（本人からのデータ内容の訂正等の要求）（第二十二条）	
<input type="checkbox"/>	利用停止等（本人からのデータの利用停止等の要求）（第二十三条）	
<input type="checkbox"/>	理由の説明（第二十四条）	
<input type="checkbox"/>	開示の求めに応じる手続（第二十五条）	
<input type="checkbox"/>	手数料（第二十六条）	
<input type="checkbox"/>	苦情の処理（第二十七条）	
<input type="checkbox"/>	基本方針の策定及び公表（第二十八条）	
<input type="checkbox"/>	漏えい等に関する事実等の公表等（第二十九条）	
<input type="checkbox"/>	漏えいがあった場合の本人への通知	
<input type="checkbox"/>	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の公表	
<input type="checkbox"/>	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告	

第4節 事業収支見積（放送法施行規則別表第8号）

別表第八号（第65条第1項関係）

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益（1-2）										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益（3-4）										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益（5+（6-7））										
備 考										

- 注1 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。
- 注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- 注3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。
- 注4 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。
- 注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。
- (ア) 放送料金表
 - (イ) 有料放送料金表
 - (ウ) 最近の決算期における計算書類
 - (エ) その他参考となる書類
- 注6 協会の場合は、適宜の様式により記載すること。
- 注7 (略)

【補足事項】

- ・ 各科目の細目は以下のとおり。

〈売上高〉

放送料	<ul style="list-style-type: none"> ・ CM収入（スポット売り） ・ 番組枠提供料（タイム売り） ・ その他（広告宣伝等の対価と考えられる収入等）
有料放送料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入料収入（プラットフォーム登録手数料と同額） ・ 基本料収入（プラットフォーム管理手数料と同額） ・ 視聴料収入（単チャンネルの収入）（視聴料金×件数を記載） ・ 視聴料収入（パックの収入）（パック配分料×件数を記載）
放送番組制作料（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番組制作を依頼され、番組を制作した対価
放送番組売上料（※1）（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ CATV及びIPTVへの番組配信による売上（契約件数を記載） ・ 通信事業（VOD等）による売上 ・ パッケージ販売（DVD等）による売上 等
その他（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星放送事業による収入以外の収入 （放送番組制作料、放送番組売上料以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として衛星放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。）

〈売上原価〉

放送費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番組制作費 ・ 番組購入費
放送委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ トランスポンダ使用料 ・ アップリンク料
技術費	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレイアウト施設費 ・ エンコード施設費 ・ CAS管理業務委託料 ・ その他の費用（アップリンク局までの回線使用料 等）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「放送費」「技術費」に関する役員、社員の給与／賞与 等
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送機器、設備等固定資産減価償却費
その他（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星放送事業以外の費用

〈販売費及び一般管理費〉

販売費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告宣伝費／販売促進費 等 ・ プラットフォーム業務手数料（課金業務委託費） ・ プラットフォーム登録手数料（加入料収入と同額） ・ プラットフォーム管理手数料（基本料収入と同額）
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃等賃貸料／光熱費、電話代等経常的費用 ・ その他の費用（旅費、交通費、雑費 等）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「販売費」「一般管理費」に関する役員、社員の給与／賞与 等
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業費等繰延資産減価償却費 等
その他（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星放送事業以外の費用

〈営業外収益〉

営業外収益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取利息、配当金、特別利益 等
-------	---

〈営業外費用〉

営業外費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払利息、割引料 ・ 特別損失 等
-------	--

※1 「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には、放送番組制作料、放送番組売上料、その他、営業外収益は含まないこと。

※2 「放送番組売上料」の欄は、いわゆるコンテンツのマルチユースまで含めることとし、衛星基幹放送において放送を実施していない番組に係る収入は、「その他」の欄に含めること。

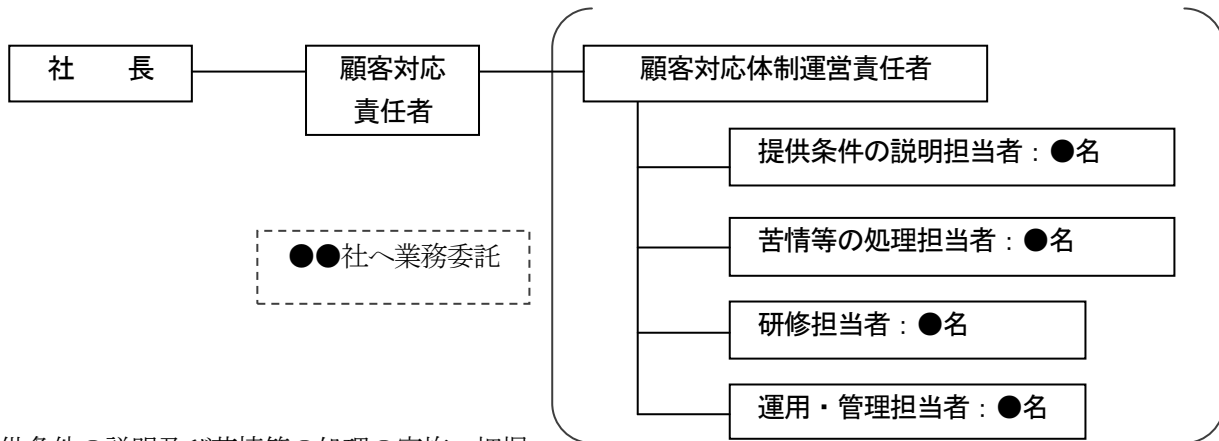
- ・ 「第1 見積表」において、「事業収支」の欄には申請者が行う事業全体の事業収支を記載し、「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には本申請に係る基幹放送の業務の事業収支のみを記載すること。
- ・ 事業収支が相償わない場合、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画を適宜の様式で提出すること。
- ・ 有料放送を行う場合には、提供条件の説明及び苦情等の処理の体制等について、適宜の様式により記載すること。なお、提供条件の説明等の委託先との契約書等がある場合は、添付すること。

【具体的記載例】

提供条件の説明及び苦情等の処理に関する事項

- (1) 提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制
- ・ 社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
 - ・ 顧客対応責任者は、顧客対応体制運営責任者と連絡体制を構築する。また、顧客対応体制運営責任者の下に、提供条件の説明担当、苦情等の処理担当、研修担当、運用・管理担当を配置する。

【体制図】



- (2) 提供条件の説明及び苦情等の処理の実施・把握
- ア 委託先に対する委託契約内容に基づく定期的な実地検査の実施計画
.....
 - イ 提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有の実施計画
.....

- (3) 委託契約内容
- ・ 別添のとおり

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

(5) その他

.....

※ 提供条件の説明及び苦情等の処理体制の構築に当たり、特に重視している取組について記載

第2 見積りの根拠

ア 収益

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
	回	千円	千円	千円
(記載例)				
放送料				
Aタイム	30分			
	15分			
Bタイム	30分			
	15分			
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 協会の場合は、記載を要しない。

注4 (略)

注5 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

注 アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利 用見込金額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

注5 協会の場合は、記載を要しない。

第5節 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 (放送法施行規則別表第9号)

別表第九号 (第65条第2項関係)

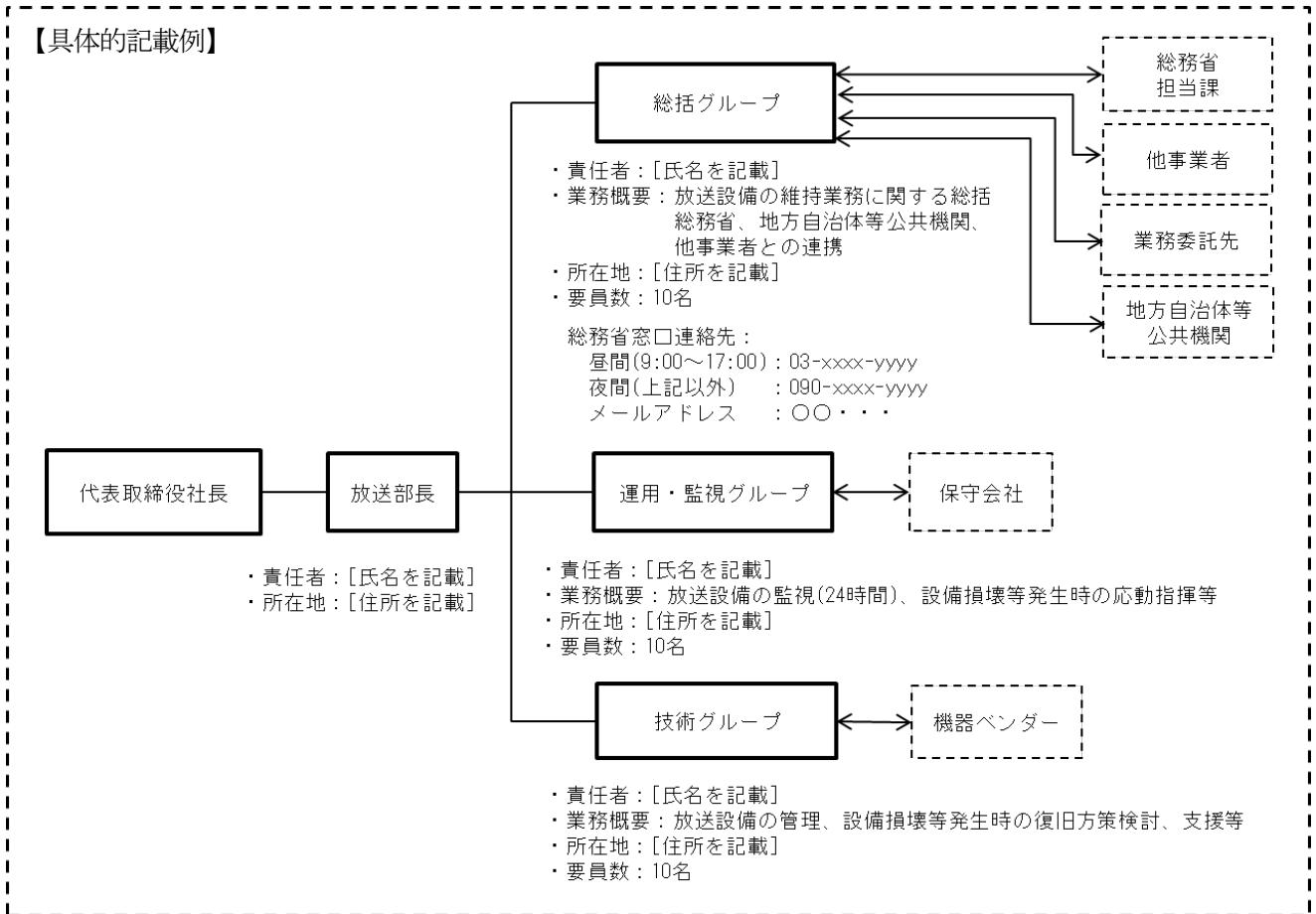
基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等
 - 注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。
 - 注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
 - 注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。
 - 注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

1 業務を確実に実施することができる体制

業務を確実に実施することが出来る体制を示す資料として、組織体制図、管理規定類の概要を作成する。

① 組織体制図



【図の記載のポイント】

- ・ 平常時の放送設備の的確な運用・保守及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要、及び要員の数を記載すること。
- ・ 「責任者」については、当該実施体制における総括責任者を記載し、その者以外に社内各部署に責任者が置かれる場合は、連絡系統組織図内に適宜記載すること。
- ・ 「連絡系統及び要員」については、他事業者（業務委託先）との連絡系統、迅速な故障原因分析のための保守会社及び機器ベンダーとの連絡系統、総務省との連絡系統を記載するとともに、地方自治体等公共機関との連絡体制が整えられている場合はそれらも含め、記載すること。
- ・ 「総務省との連絡系統」については、非常災害等を含む障害発生時において確実に連絡をとることができる連絡先を記載すること。

② 管理規程類の概要

業務を確実に遂行するために整備している規程、マニュアル等[※]について、その名称と概要を記載する。

※ 障害対応に関するもの、非常災害発生等の緊急時における対応に関するもの、放送設備の保守に関するもの、放送設備の的確な維持・管理に資する技術・技能を習得するための訓練に関するもの 等

2 業務に従事する者の実務経験等

組織体制図における各組織の責任者の実務経験等として、放送設備の運用・保守等の業務に従事する者の氏名、略歴（放送設備の運用・保守の業務及びこれに類する業務等に従事した年数が分かるもの）、無線従事者資格等を記載する。

【具体的記載例】

組織名称	氏名	略歴	無線従事者資格等	その他特記事項
放送部	総務 太郎	昭和 60 年 4 月 入社 平成 27 年 4 月 放送部長	第一級総合無線通信士 電気通信主任技術者	重大事故報告・年次報告
放送部 総括グループ	安全 一番	平成 10 年 4 月 放送部配属 平成 25 年 4 月 放送部総括GM	第一級総合無線通信士	
...

第6節 特定申請に係る書類(放送法関係審査基準別紙3の4関係)

BS右旋の周波数を希望し、放送法関係審査基準別紙3の4(4)に規定する特定申請を行う場合には、以下の書類を提出すること。

○ ①及び②の周波数について、以下の様式により記載すること。

① 申請と同時に、当該申請について、放送法関係審査基準別紙3の4(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件としてBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)届け出ているものに係る周波数

② 申請と同時に、当該申請について、放送法関係審査基準別紙3の4(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として行っているBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の変更申請(伝送容量等(平成11年郵政省告示第776号(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)第2号に規定する伝送容量等をいう。以下同じ。)を減少するものであって、当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに変更するものに限る。)に係る周波数

① BS放送の既存の放送番組の廃止

番組名	認定番号	基幹放送事業者名	廃止に係るトランスポンダ数
			合計

② BS放送の既存の放送番組に係る伝送容量等の減少

番組名	認定番号	基幹放送事業者名	減少するトランスポンダ数
			合計

○ BS放送の既存の放送番組について、

- ・廃止する場合には、基幹放送の廃止届出書及び基幹放送業務認定証訂正申請書
- ・伝送容量等を減少する場合には、指定事項変更申請書を添付すること。

【具体的記載例】

① BS放送の既存の放送番組の廃止

番組名	認定番号	基幹放送事業者名	廃止に係るトランスポンダ数
			合計 0

② BS放送の既存の放送番組に係る伝送容量等の減少

番組名	認定番号	基幹放送事業者名	減少するトランスポンダ数
〇〇	BS第〇〇号	株式会社〇〇放送	48分の2
××	BS第××号	××放送株式会社	48分の6
			合計 48分の8

【具体的記載例】

基幹放送の廃止届出書

平成28年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
(ふりがな)
代表者氏名

株式会社〇〇が平成28年●月●日付で申請いたしました超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請について、放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)別紙3の4(3)又は(5)の審査によって認定(以下「新規認定」といいます。)を受けた場合には、新規認定の日から起算して1年6月を経過する日までに平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号に係る衛星基幹放送業務を廃止するので、放送法(昭和25年法律第132号)第100条の規定により届け出ます。

理由	経営上の判断等により「(番組名)」を行う衛星基幹放送業務を廃止するもの。 なお、本件は、株式会社〇〇が平成28年●月●日付で申請いたしました、超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請に関連する廃止届出書となります。
基幹放送の業務を廃止する法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号
放送対象地域	日本全国
廃止年月日	新規認定の日から起算して1年6月を経過する日までの日。なお、新規認定を受けた場合には、当社は速やかに具体的な廃止年月日を設定し、総務大臣に通知します。

【具体的記載例】

基幹放送業務認定証訂正申請書

平成28年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)

代表者氏名

認定証の訂正について、放送法（昭和25年法律第132号）第99条の規定により申請します。

1 事由

株式会社〇〇が平成28年●月●日付で申請いたしました超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請について、放送法関係審査基準（平成23年6月29日総務省訓令第30号）別紙3の4（3）又は（5）の審査によって認定（以下「新規認定」といいます。）を受けた場合には、新規認定の日から起算して1年6月を経過する日までに平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号に係る衛星基幹放送業務を廃止するため、認定証の訂正を申請するものです。

2 訂正箇所（新規認定を受けた場合に限りです。）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付BS第〇〇号は新規認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止する旨を認定証の備考欄に記載する。

【具体的記載例】

指定事項変更申請書

平成28年●月●日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(ふりがな)
代表者氏名

株式会社〇〇が平成28年●月●日付で申請いたしました超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請について、放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)別紙3の4(3)又は(5)の審査によって認定(以下「新規認定」といいます。)を受けた場合には、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けBS第〇〇号に係る衛星基幹放送業務について、●●分の●トランスポンダ減少する指定事項の変更を希望するため、放送法(昭和25年法律第132号)第97条第3項の規定により申請します。

変更事項	現行	変更後
	テレビジョン放送 BS第●●号 基準シンボル数 ●●Mbaud (●スロット) スロット番号 ●～●	テレビジョン放送 BS第●●号 基準シンボル数 ●●Mbaud (●スロット) スロット番号 <u>総務大臣が指定する</u> <u>スロット番号</u>
理由	平成11年郵政省告示第776号第2項第3号に基づき、当初の伝送容量よりも少ない伝送容量にて送信が可能となったことから、●●分の●トランスポンダ減少させることとするもの。 なお、本件は、株式会社〇〇が平成28年●月●日付で申請いたしました超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請に関連する指定事項変更申請となります。	
実施希望時期	新規認定の日から起算して1年6月を経過する日までの日。なお、新規認定を受けた場合には、当社は速やかに具体的な実施年月日を決定し、総務大臣に通知いたします。	

第3編 關係法令集

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
- 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
- 基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）
- 放送法關係審査基準（平成十三年総務省令第六十八号）

○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法 の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

（1） イからハまでに掲げる者

（2） （1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法 に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項 又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項 又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項 の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法 の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

- 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

- 一 電波法 の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法 の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

○放送法施行規則（抄）

（昭和二十五年六月三十日）
（電波監理委員会規則第十号）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 （略）
- 二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあっては、放送をする一の放送番組）ごと
- 三 （略）

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項 に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項 の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項 の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

- 2 法第九十三条第三項 の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

- 2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによって行うことができる。

（認定等の拒否の通知）

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもって通知する。

- 2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節 又は第六章第三節 に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第

六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。) (以下「広帯域伝送方式等」という。) による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式 (広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別)

三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数 (使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。)

四 補完放送 (電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。)の方法 (補完放送を行う場合に限る。)

五 スロットの番号

六 搬送波の変調の方式

七 誤り訂正内符号の符号化率

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数 (デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。)

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

十二 放送時間帯

2～4 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。

二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。

三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式

ロ (略)

四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

ロ (略)

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波

数を記載する場合に準用する。

3・4 (略)

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年十月一日）
（郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上基幹放送

（略）

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。

(A) 高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）

(B) 超高精細度テレビジョン放送

B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C A(A)の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送を行うこと。

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

- (B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送
- D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。
- E C(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
- (A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者(国内において放送番組の制作の事業を行う者(協会の子会社及び関連会社を除く。))をいう。以下同じ。)に制作を委託した放送番組(協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。)及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
- (B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。
- F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行うこと。
- (A) その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1/3の範囲内において行う総合放送
- (B) その周波数(左旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において行う総合放送
- G A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
- (A) Dに規定する事項
- (B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。
- H F(B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。
- I 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることができる放送番組の数の目標について見直すものとする。
- (イ) 学園の衛星基幹放送 (略)
- (ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送
民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。
- ウ 移動受信用地上基幹放送の普及
(略)
- (2)・(3) (略)
- (4) その他放送の多様化、高度化等のための施策
ア～ウ (略)
- エ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。)による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放

送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。

オ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

カ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、基幹放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

2・3 （略）

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

- (1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。
- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。）。
- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。

2 （略）

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

1 総則

(1)・(2) （略）

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア～エ （略）

オ 衛星基幹放送（次のいずれかに該当する基幹放送を除く。）

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ （略）

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	総合放送	全国	2 (注1) (注2)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	総合放送	全国	2

(注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の放送を行うものとする。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送		全国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送		全国	18程度 (注1) (注2) (注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送		全国	43程度～65程度(注4) (注5)

(注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使

用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

(4)・(5) (略)

○放送法関係審査基準（平成23年6月29日総務省訓令第30号）

放送法関係審査基準

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等(第3条・第4条)
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等(第5条—第10条)
- 第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等(第10条の2—第10条の7)
- 第3章の3 経営基盤強化計画の認定等(第10条の8—第10条の11)
- 第4章 一般放送の業務の登録等(第11条—第14条)
- 第5章 受信障害区域における再放送(第15条・第16条)
- 第6章 認定放送持株会社の認定(第17条・第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

第3条～第4条 (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎があること。
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
ア 事業開始までの所要資金の調達見通し
事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。
イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。
 - ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第 111 条第 1 項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。
 - イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
 - ア 法第 111 条第 2 項第 1 号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第 104 条から第 115 条まで及び第 122 条の規定に従い、別添 1 に掲げる対策が講じられていること。
 - イ 法第 111 条第 2 項第 2 号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添 2 に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (5) 法第 93 条第 1 項第 4 号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第 4 条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の 10 分の 1 又は 3 分の 1 を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。

 - ア 一の者の名義に係る議決権
 - イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権
 - ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権
- (6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙 2 の基準に合致すること。
- (7) 当該業務を行おうとする者が、法第 93 条第 1 項第 6 号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(認定の基準の特例)

第 6 条の 2 超高精細度テレビジョン放送(基幹放送普及計画第 1 の 1 (4)エ又はオに規定する試験放送を除く。以下この条において同じ。)を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する前条(1)の規定による審査については、同(1)の規定にかかわらず、次によるものとする。

- (1) 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送の業務の認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日の翌日以降は当該超高精細度テレビジョン放送の業務に使用することを予定するものとし、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。
- (2) 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4)オに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

(優先順位)

第 7 条 衛星基幹放送の業務に関し第 6 条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙 3 の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

- (1) 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第 30 号の規定に基づき我が国に割り当てられた 11. 7GHz から 12. 2GHz までの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波(基幹放送普及計画第 1 の 1 (1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)
- (2) 放送衛星業務用の周波数(左旋円偏波(基幹放送普及計画第 1 の 1 (1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)

(3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。）（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）

(4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）
（認定の際の指定事項の指定の方法）

第8条 指定事項（法第94条第1項各号に掲げる事項（規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

第9条 （略）

（資料の提出）

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章の2・第3章の3 （略）

附 則 （略）

別紙1（第3条関係） （略）

別紙1の2（第6条関係） （略）

別紙2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (2)～(5) (略)
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実
字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。
※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。
ア 技術的に字幕を付与することができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組)
イ 外国語の番組
ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組
 - (4) 放送番組の高画質性
超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(6) (略)

(7) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10)～(14) (略)

(15) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「BS放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2及び3の規定にかかわらず、以下によること。

(1) 次に掲げる周波数は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

ア 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件としてBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数

イ 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として行っているBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の変更申請(伝送容量等(平成11年郵政省告示第776号(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)第2号に規定する伝送容量等をいう。以下同じ。)を減少するものであって、当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに変更するものに限る。)に係る周波数

(2) BS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数その他当該申

請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数（BS放送に係る右旋円偏波の電波の周波数に限る。）となることが確実な周波数（(1)ア及びイに掲げる周波数を除く。）は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

- (3) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数（第6条の2(1)又は(1)若しくは(2)の規定により現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなされたものを含む。(7)において同じ。)に係るトランスポンダ数が2以上であるときは、特定申請を優先するものとする。
 - (4) (3)の「特定申請」とは、次のいずれにも該当する申請をいう。
 - ア 超高精細度テレビジョン放送に係るトランスポンダ数が1/3以下であって、(1)ア及びイに掲げる周波数に係るトランスポンダ数の合計が1/6以上であること。
 - イ (8)の規定による上記2(1)及び上記2(2)から(4)までの基準のいずれにも適合していること。
 - ウ 指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、BS放送に係る右旋円偏波の電波の全ての周波数のうちのいずれでもよい旨が、規則別表第6の2号の規定に基づく衛星基幹放送の業務認定申請書の希望する周波数の項目に明確に記載されていること。
 - (5) 全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となったものとみなし、上記3(1)から(4)まで、(6)及び(10)から(14)までを除く。以下この4において同じ。)及び(9)から(12)までの規定により審査を行うものとする。
 - (6) (3)の規定により特定申請について周波数を指定しても、なお指定することのできる周波数がある場合には、特定申請以外の申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。
 - (7) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数に係るトランスポンダ数が2未満であるときは、比較審査の対象となる全ての申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。
 - (8) 上記2(1)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記2(1)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割を超えない申請と同程度とする。
 - (9) 上記3(5)の規定による審査に当たっては、上記3(5)中「3割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの（放送事項に明確に記載されているものに限る。）である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3(5)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。
 - (10) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。
 - (11) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。
 - (12) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。))。
- 5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送（左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。）の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2(1)を除く。)及び3(1)から(6)まで及び(10)から(14)までを除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。
- (1) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

- (2) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。
- (3) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

6 (略)

7 基幹放送普及計画第1の1(4)エ及びオに規定する試験放送(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記1、2(1)及び(4)、3(5)、(9)、(12)、(14)及び(15)、4、5並びに6((5)に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。

(2) 上記3の審査については、上記3((5)、(9)、(12)、(14)及び(15)を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

ア 試験放送の実施体制

次に掲げる事項その他超高精細度テレビジョン試験放送の実施体制を総合的に勘案し、超高精細度テレビジョン試験放送の実施に当たり、放送事業者、放送用の受信機等の製造業者その他の超高精細度テレビジョン試験放送に係る関係事業者(以下「関係事業者」という。)の協力を得つつ、超高精細度テレビジョン試験放送をより効果的に実施することができる体制を有するものであること。

(ア) 申請者が超高精細度テレビジョン試験放送を実施する場合の関係事業者による協力体制

(イ) 超高精細度テレビジョン試験放送により試験、研究又は調査を行う関係事業者への協力の内容

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送に係る周知広報及び視聴機会(有線一般放送による再放送及びパブリックビューイングを含む。)の拡大等普及促進の取組の内容

イ 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この号において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があること。

別紙4(第10条の4関係) (略)

超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送）の 業務の認定申請に係るQ & A

【各項目】

問1 B S右旋の周波数を特定申請でなく希望する場合には、希望する周波数はどのように書けばよいでしょうか。

(答) 今回の公募においては、B S右旋の周波数のすべてのうちいずれかが割り当てられることとなるため、衛星基幹放送の業務認定申請書において、指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数として、「放送衛星業務用の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）のすべてのうちいずれか」と記載してください。

問2 「広告放送の割合」について、有料放送における広告放送は含まないと解釈してよいでしょうか。また、「3割を超えないこと」（放送法関係審査基準別紙3の2（1）及び3（5））とは、3割以下であれば同じ評価となるのでしょうか。

(答) 「広告放送の割合」における「広告放送に係る放送時間」は、有料放送により行われるものを除いて計算します。また、放送法関係審査基準別紙3の2（1）においては同基準別紙3の4（8）の読替え規定により、「広告放送に係る放送時間」が3割以下であれば、同じ評価となります。放送法関係審査基準別紙3（5）においては同基準別紙3の4（9）の読替え規定により、3割以上を3割と同程度とすることになるとともに「より少ないもの」を優位に取り扱うこととなります。

問3 「広告放送の割合」について、ここにいう「広告放送」には、いわゆる通販番組が含まれるという理解でよいでしょうか。

(答) ここにいう「広告放送」とは、一定事項の周知又は宣伝のために対価を得て行う放送のことです。ご質問のいわゆる通販番組がこれに該当する場合には「広告放送」に含まれます。

問4 「青少年保護措置」について、どのような青少年保護措置を講ずればよいのでしょうか。

(答) 例えば、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の青少年保護措置を講ずることが想定されます。

問5 「字幕放送等の充実」について、「外国語の番組」は「字幕付与可能な放送番組」から除外されていますが、当該番組に字幕を付与している場合は、「字幕を付与する放送番組」に含めてもよいのでしょうか。

(答)「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めていただいて差し支えありません。

問6 「解説放送」については、「かつ、解説放送を実施すること」と規定されていますが、放送時間全体に占める解説放送の割合を特に考慮する必要がありますか。

(答)「解説放送」については、技術面等において字幕放送よりも実施することが難しいという現状があります。そのため、「解説放送」の実施を計画している場合には、今後のノウハウ蓄積等も期待されることから、放送の普及及び健全な発達に資するものとして審査するものであり、放送時間全体における割合まで審査を行うものではありません。

問7 テレビCMについては、「字幕付与可能な番組」に該当するのでしょうか。

(答) テレビCMは、「字幕付与可能な番組」に該当します。

問8 オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれるのでしょうか。

(答) オープンキャプションとクローズドキャプションについて、どちらも字幕に含まれます。

問9 「放送番組の高画質性」については、どのような観点から審査を行うのでしょうか。

(答) 超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組の放送時間の占める割合が高いこと、特定超高精細度テレビジョン放送として放送する必要性がより高いこと、特定超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があることについて審査を行います。

問10 「特定超高精細度テレビジョン放送」とは、具体的にどのような番組を意味するのでしょうか。

例えば、映画等のいわゆる「4K修復作品」は、本件に含まれるのでしょうか。

(答)「特定超高精細度テレビジョン放送」とは、超高精細度カメラ等により制作・編集されたいわゆるピュア4K・8Kを指します。アップコンバートなどの手法により放送される放送番組の放送は含みません。

映画等の「4K修復作品」は、当該番組を放送する超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有するカメラ等により制作・編集された

放送番組に相当する放送番組の放送は含みます。

【その他の留意点】

問 申請受付開始後、申請マニュアルの内容について、個別に総務省に対して、質問をすることは可能でしょうか。

(答) 申請書の記載方法や審査基準の考え方等について、個別の問い合わせをいただいた場合は、申請者間の公平性を確保する観点から、本冊子その他公表ベースの資料に記載されている内容の範囲で回答させていただくこととなります。

本マニュアルはインターネットにも掲載しています。

【総務省の情報通信政策に関するポータルサイト】内
マニュアルハンドブック支援メニュー

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

超高精細度テレビジョン放送に係る
衛星基幹放送業務の
認定申請マニュアル

平成28年9月15日

編集・発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5799 FAX 03-5253-5800